資料3

今後の委員会のあり方について

核融合科学研究所安全監視委員会設置の背景等

背景

「大型ヘリカル装置における重水素実験計画」をきっかけに、

- 平成２５年３月２８日に研究所、三市及び県の５者で**「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書」及び「核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書」を締結**
- 本協定及び本覚書に基づき、**研究所は、**周辺環境の保全に必要な監視・測定体制を整備して**環境放射線等の継続的な監視・測定**を実施
- **三市及び県は、研究所周辺における環境保全及び住民の安全確保に関し調査審議**のため、核融合科学研究所安全監視委員会設置条例及び共同設置規約を制定

調査審議事項

① 研究所の周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること。
② 研究所における災害及び事故の防止に関すること。
③ 研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること。
④ そのほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

主な委員会の活動実績

委員会では、これまでに重水素実験により発生するトリチウム・中性子のモニタリングを実施

	H28年度～R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度～
研究所の動き	LHD 重水素実験	LHD 軽水素実験				
			LHD 炭素板搬出	トリチウム含有水搬出		
	敷地境界線量・排気塔におけるトリチウム等の監視					
懸念点	発生するトリチウム・中性子	残存するトリチウム ※年間放出量管理値(3.7GBq以下)を超える量			― ※残存するトリチウムは、管理値未満の量	
委員会の活動	トリチウム・中性子のモニタリング			トリチウムのモニタリング		
結果	影響なしと判断			今回審議		

審議事項

今回の審議をもって、

○平成２９年３月～令和４年１２月に実施された重水素実験に対し、研究所周辺における環境保全及び住民の安全確保が確認されたとしてよいか。

○委員会設置の契機となった重水素実験に関して、調査審議を尽くしたとして、委員会を廃止することに問題はないか。